

動薬協会発 223 号  
平成 29 年 1 月 18 日

公益社団法人日本動物用医薬品協会  
会員各位

公益社団法人日本動物用医薬品協会  
理事長 福井 邦 顕  
(公 印 省 略)

岐阜県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う防疫対策の  
徹底について

平素より協会事業にご理解とご支援を賜り、御礼申し上げます。

さて、標記のことについて、別紙のとおり農林水産省消費・安全局長通知（28  
消安第 4456 号）がありましたので、お知らせします。

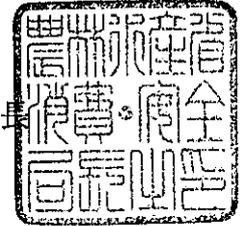


28消安第4456号

平成29年1月14日

公益社団法人 日本動物用医薬品協会理事長 殿

農林水産省消費・安全局長



岐阜県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う防疫対策  
の徹底について

このことについて、別添のとおり都道府県知事宛て通知しましたので、御了知の上、円滑な防疫対策の実施につき御協力方お願いします。

また、貴職におかれましては、家畜防疫の重要性を十分御理解の上、傘下会員各位等に対し周知されますとともに、適切な対応がなされるよう御指導方よろしくお願いします。



写

28消安第4456号  
平成29年1月14日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

岐阜県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う防疫対策の徹底について

本日、岐阜県内の家きん飼養農場において死亡家きんが増加した旨、岐阜県に対して通報があり、高病原性鳥インフルエンザの遺伝子検査を実施したところ、H5亜型であることを確認しました。このことから、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（平成27年9月9日農林水産大臣公表）（以下「防疫指針」という。）に基づき、当該死亡家きんについて、高病原性鳥インフルエンザ（以下「本病」という。）の疑似患畜と判定しました。

これまで、青森県、新潟県、北海道、宮崎県及び熊本県における発生確認に伴い、家きん飼養者に対する発生予防対策の助言・指導、早期発見及び早期通報の徹底、さらには、万一発生が確認された場合の迅速かつ的確な初動対応の徹底をお願いしてきたところで

す。

本病の過去の事例では、特に1月から2月にかけての発生が多いところ、引き続き、家きん飼養者に対し、これまでの発生事例を踏まえた予防対策を助言・指導いただくとともに、防疫指針第4の1の（1）にあるとおり、家きん飼養者から異常家きんの発見の通報を受けた場合には、その情報を直ちに当局動物衛生課に報告するなど迅速かつ的確な初動対応の実施につき遺漏なきよう、改めてお願い申し上げます。